# 健都レールサイド公園協議会規約

制定：2026 年 10月 2 日

## 第 1 章　総則

（設置）

第 1 条　都市公園法（昭和 31 年法律第 79 条）第 17 条の 2 に基づく公園協議会として、健都レールサイド公園協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条　協議会は、主たる事務所を大阪府吹田市岸部新町 2 丁目 3 1 番
吹田市立健都ライブラリー内に置く。

（目的）

第 3 条　協議会は、公園の持つポテンシャルを最大限に発揮し、都市(まち)が抱える諸課題の解決及び健康の増進に寄与できるよう、公園の利活用の促進と活性化を推進し、市民や民間事業者等の多様な主体により「未来につなぐ公園」を、地域社会全体で維持管理及び運営することを目的とする。

（協議等）

第 4 条　協議会は、上記の目的を達成するために、以下のとおり必要な協議等を行う。

（1）公園の魅力向上に関すること。
（2）公園利用者の利便性向上に関すること。
（3）公園施設の管理運営や整備の方向性に関すること。

## 第 2 章　委員

（協議会の委員）

第 5 条　協議会の構成は、次の各号のとおりとする。

Ⅰ）本会委員

（1） 地域住民　岸部・片山・千一各連合自治会、光明町地区三者会議
（2） 地域団体　特定非営利活動法人すいた東部コンシェルジュ
（3） 公園利用者　地域包括支援センターなど
（4） 公園ボランティア
（5） 学識経験者
（6） 吹田市　健康まちづくり室、公園みどり室、健都ライブラリー
（7） 指定管理者　健康医療都市まちづくり本舗

（オブザーバー）

第６条　前条の他、学識経験者または指定管理者は、本会で必要と認める団体又は個人に、オブザーバーとして出席を求めることができる。

（届出）

第７条 委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更のあったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

## 第４章　会議

（会議の種別）

第８条　協議会の会議の種別等は、次のとおりとする。

（１）協議会は、定例会議と臨時会議とする。

（２）定例会議は、原則、年４回開催する。

（３）臨時会議は、本会の委員からの要望があり、指定管理者が緊急性と必要性を認めた場合、招集するものとする。

（協議項目）

第９条 定例会議における協議項目は、以下のとおりとする。

（１）指定管理の実施状況に関すること

（２）ボランティア活動に関すること

（３）イベントに関すること

（４）苦情等問題点への対応に関すること

（５）その他、委員が事前に協議することを要望した項目

（会議の進行）

第１０条 協議会の会議進行は、学識経験者または指定管理者が行う。

（議事録）

第１１条　協議会の議事については、議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

１　概要

（１）日時場所

（２）出席委員の氏名等

（３）議案

（４）議事の経過の概要及びその結果

２　議事録は、健都レールサイド公園・健都ライブラリーホームページで公開するほか、第２条の事務所に備え付けておかなければならない。

第５章　事務局等

（事務局）

第１２条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

事務局は、指定管理者が担当する。

（備付書類）

第１３条 事務局には、次の書類を備えておくものとする。

（１）本規約

（２）会員名簿及び会員の異動に関する書類

（３）会議資料及び議事録

（４）その他、必要書類

（委任）

第１４条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、指定管理者が定める。

附則

１　この規約は、令和８年10月２日から施行する。